



[内容]

1. (米国) 101条に基づく略式判決の回避
2. (米国) IPR 請求期限に関する PTAB の決定の上訴可能性
3. (米国) 外的な証拠は固有の新規性欠如をサポートするために用い得る
4. (欧州、英国) 2018年4月発効の料金改定
5. (中国) ファーウェイがサムソンに勝訴、サムソンに対して権利侵害の差止め判決
6. (韓国) 韓国大法院、特許侵害訴訟の係属中の権利範囲確認審判請求の利益を認定
7. (台湾) 実用新案の請求項に記載される非構造的特徴が構造的特徴に変更又は影響をもたらさないならば、周知の技術の運用とみなすべき
8. (意匠、商標・欧州) 英国の欧州離脱に向けた欧州連合からの離脱合意草案の発表
9. (商標・欧州) Red Bull 社の EUTM 登録無効の判決について

1. (米国) 101条に基づく略式判決の回避

Berkheimer 事件 (Berkheimer v. HP Inc., Case No. 17-1437 (Fed. Cir., Feb. 8, 2018))

Berkheimer は、自己の特許を侵害するとして、HP を訴えました。Alice 判決に基づく特許適格性の問題は、これまで法律上の問題であると考えられてきたため、特許適格性の問題は、訴え却下または略式判決などに基づいてしばしば判断されてきました。このような状況において、HP は、Berkheimer が有する特許のいくつかのクレームが抽象的アイデアにすぎないため、米国特許法第 101 条に基づき特許非適格であるとの略式判決を地裁に申立てました。地裁は、申立を受理しました。Berkheimer は、上訴しました。

CAFC は、クレームの構成要素、またはその組合せが、関連する技術分野の当業者に十分に理解され、日常的かつ慣習的であるかどうかの問題は事実問題であると述べました。CAFC は、Berkheimer の特許の明細書が、発明が十分に理解され、日常的かつ慣習的な活動を記載しているかどうかに関する事実問題を生み出す何かを含んでいるかどうかを調べました。CAFC は、明細書には、解析されたデータを意図的に非慣習的な方法で格納する進歩性を有する特徴が記載されていることを発見しました。さらに、明細書には、開示されたシステムが冗長性を排除し、システムの効率を改善し、必要メモリ量を削減すると言及されていました。CAFC は、クレームを分析し、Berkheimer のいくつかのクレームは、明細書に記載された非慣習的な進歩性を有する概念に関する限定を含むと判断しました。CAFC は、これらのクレームに関して略式判決を無効にしました。

Aatrix Software 事件 (Aatrix Software, Inc. v. Green Shades Software, Inc., Case No. 17-1452 (Fed. Cir., Feb. 14, 2018))

Aatrix は、自己の特許を侵害しているとして Green Shades を訴えました。Green Shades は、Aatrix が有する特許のクレームが、米国特許法第 101 条に基づき特許非適格であるとして、訴え却下を地裁に申立てました。地裁は、申立を受理しました。Aatrix

は、上訴しました。

Berkheimer 判決から 1 週間以内に、CAFC は、本件に関して、地裁による特許非適格性を理由とする訴え却下の申立の受理を Berkheimer 判決と同様の理由で無効としました。

実務上の注意点

これらのプロパテント判決は、特許権者および特許明細書作成者が、明細書およびクレームを強化するための指標として、特許権者が、訴訟において略式判決および訴え却下を避けるために、訴状に自己に有利となる事実的な主張を記載するための指標としての役割を果たします。

[情報元] McDermott Will & Emery IP Update Vol. 20, No. 10

[担当] 深見特許事務所 西川 信行

2. (米国) IPR 請求期限に関する PTAB の決定の上訴可能性

概要

2018 年 1 月 8 日、CAFC は、Wi-Fi One, LLC v. Broadcom Corp. 事件において全裁判官出席の上での判決を出しました。本判決により、315 条(b)に基づく期限が切れたかどうかについての特許審判部(PTAB)の決定は、CAFC により再審理可能であるとされました。今回の全裁判官出席の上での判決は、前回の Achatos Reference Publishing, Inc. v. Apple Inc. 事件における CAFC の裁判官からなるパネルによる判決を覆すものです。前回の判決では、315 条(b)に基づく期限が切れたかどうかについての決定は、314 条(d)に基づき、最終的かつ上訴不可能であるとされました。

経緯

本件は、AIA における当事者系レビュー(IPR)の手続を規定する 2 つの条項、すなわち 314 条(d)および 315 条(b)に関するものです。315 条(b)に基づき、「IPR の申立書が、申立者、関係当事者、申立者の利害関係人に対して、特許を侵害しているとする訴状が送達された日付から 1 年を超えてから提出された場合、IPR の開始を許可することはできない」ことになっています。314 条(d)に基づき、「IPR を開始するかどうかに関する特許庁長官の決定は、最終的かつ上訴不可能なもの」とされています。

CAFC は、Achatos 事件においてこれらの 2 つの条項について初めて審議しました。本審議では、314 条(d)は、IPR の申立書が 315 条(b)に基づく期限を過ぎたものであったかどうかに関する特許審判部の決定についての司法審査を認めないものであるとしました。Achatos 事件に続いて、最高裁は、Cuozzo Speed Technologies, LLC v. Lee 事件において判決を出しました。

Cuozzo 事件において、最高裁の過半数の裁判官は、314 条(d)のため、IPR を開始するとした特許審判部の決定に異議を申立てることはできないとしました。一方で、最高裁の同判決を考慮すると、憲法上の質問を暗示する、もしくは IPR 開始の特許庁長官の決定についての制定法を越える解釈についての他の質問を示す案件における上訴の可能性があるとされます。

本件では、2013 年、Broadcom 社は、IPR の申立書を提出しました。これに対して、Wi-Fi 社は、特許庁長官には、315 条(b)に基づき IPR を開始させる権利が十分ないと反論しました。この反論では、Broadcom 社は、2010 年に、すなわち、申立書提出前 1 年より前に、同一特許を侵害するとした訴状を送達された被告と利害関係にあったと主張しました。従って、Wi-Fi 社は、IPR の申立書を、315 条(b)に基づく期限が切れているため提出することができないと主張しました。

特許審判部は、利害関係にあるとされる人物に関するディスカバリーを求める Wi-Fi 社からの請求を却下し、異議が申立てられたクレームについて IPR を開始し、書面に

よる最終決定において異議が申立てられたクレームが特許取得不可能であるとししました。これを不服として、Wi-Fi社は上訴しましたが、CAFCの裁判官からなるパネルは、Wi-Fi社の主張を却下しました。これは、Achatos事件により、315条(b)に基づく期限が切れたかどうかについての決定を不服としての上訴が不可能であり、特許審判部の決定が確認支持されたからです。これに対して、Wi-Fi社は、全裁判官出席の上での再審理を請求したところ、CAFCにより認められました。

[情報元] Oliff Special Report, January 31, 2018

[担当] 深見特許事務所 紫藤 則和

3. (米国) 外的な証拠は固有の新規性欠如をサポートするために用い得る

(1) 背景

CAFCは、特許審判部 (Patent Trial and Appeal Board: PTAB) が行なった、「Monsanto Tech社 (以下、被請求人という) が特許権を有する米国特許第 7,790,953号 (以下、「953号特許」と記載します) のクレーム 1, 7, 12-22, 24 27-30 に係る発明は、DuPont社 (以下、請求人という) が有する米国特許第 6,426,448号 (以下、「448号特許」と記載します) に記載された発明である」、という認定を支持しました。

(2) 953号特許について

953号特許は、修飾された脂肪酸を有する大豆の製造方法であって、第1の大豆系統および第2の大豆系統をマッチングさせること等に係るものです。

(3) PTABの認定

請求人は、PTABに対して448号特許の発明者の名でデklarレーションを提出しました。デklarレーションには、以下の事項が記載されていました。

[ア] 448号特許の詳細な検討結果、および

[イ] 448号特許の実施例8は、実質的に448号特許のクレーム1を開示していることを示すデータ。

係るデklarレーションを参酌して、PTABは953号特許のクレーム1, 7, 12-22, 24 27-30は448号特許に記載された発明と同一であると認定しました。

(4) CAFCにおける被請求人の主張

被請求人は、PTABがデklarレーションに依拠したことからも明らかなように、448号特許には953号特許に係る発明が明示的に記載されていないと主張しました。

また、PTABはデklarレーションという外的な証拠のみに依拠しており、係る外的な証拠のみに依拠した認定は妥当性に欠けると主張しました。

(5) CAFCの判断

CAFCは、デklarレーションは953号特許において開示されている事項を拡張するものではなく、953号特許において開示されている大豆がどのような脂肪酸を固有に有し得るかを実証するものであるとして、上記被請求人の主張を採用しませんでした。

CAFCは、PTABがデklarレーションに依拠していることに関して、「先行文献に必然的に存在する事項」をサポートするためには、デklarレーション等の外的な証拠を用い得るとし、適切なものであるという見解を示しました。

[情報元] McDermott Will & Emery IP Update Vol. 21, No. 2

[担当] 深見特許事務所 池田 隆寛

4. (欧州、英国) 2018年4月発効の料金改定

欧州では、2018年4月1日付で料金改定が施行されました。

・日本特許庁などが国際調査機関であるPCT出願を欧州へ移行する場合の補足の調査

に係る減額は廃止されました。

- ・ EPO が国際調査機関または国際予備審査機関である場合の、国際調査手数料および国際予備審査手数料は、いずれも 100 ユーロ減額され、それぞれ 1775 ユーロ、1830 ユーロとされました。
- ・ EPO が国際予備審査をした PCT 出願を欧州へ移行する場合の減額割合が、50%から75%へと拡大されました。
- ・ 審判請求費用は約 20%増の 2255 ユーロとなりました。
- ・ XML 形式でオンライン手続をする場合、出願費用が 30 ユーロ減額され 90 ユーロとなり、登録料が 100 ユーロ減額され 825 ユーロになりました。

英国では、2018年4月6日付で料金改定が施行されました。

- ・ 電子出願の出願費用が 20 ポンドから 60 ポンドに、紙出願の出願費用が 30 ポンドから 90 ポンドに、それぞれ値上げされました。一方、出願後 12 ヶ月以内に、25%の割増費用とともに出願費用を支払うことができるようになりました。
- ・ 英国出願の調査費用は、130 ポンドから 150 ポンド（紙出願の場合 180 ポンド）に値上げされました。PCT 出願の調査費用は、100 ポンドから 120 ポンド（紙出願の場合 150 ポンド）に値上げされました。
- ・ 25 個を超えるクレームについては、1 クレームにつき 20 ポンドの追加料金が必要になりました。審査段階でクレーム数が 25 個を超えた場合には、対応する料金を登録時に支払うこととなります。
- ・ 出願当初の、クレーム・要約書・図面を除く明細書の頁数が 35 頁を超える場合には、1 頁につき 10 ポンドの追加料金が必要になりました。
- ・ 12 年以降の維持年金は、それぞれ 10 ポンド値上げされました。

[情報元] D Young & Co. Patent Newsletter no. 63、
EPO ホームページ、UKIPO ホームページ
[担当] 深見特許事務所 村野 淳

5. (中国) ファーウェイがサムソンに勝訴、サムソンに対して権利侵害の差止め判決

ファーウェイがサムソンに対して提起した 2 件の標準必須特許侵害訴訟について、2018年1月11日深セン中級裁判所知的財産権法廷で裁判が行なわれた。裁判所は、サムソンに対してファーウェイの標準必須特許権の侵害行為を直ちに停止するよう判決を下しました。

原告のファーウェイは、2 件の特許とともに 4G 標準必須特許であり、被告は原告の許可なしに製造、販売、販売申出、輸入などの形で原告の特許権を侵害していると主張しました。同時に原告は被告のサムソン電子株式会社と標準必須特許のクロスライセンスの交渉を行なった際、サムソンは FRAND（公平、合理的、無差別）という原則に従わず、明らかな過失があると主張し、被告に対し対象特許の権利侵害行為を停止するよう請求しました。被告は、原告の訴訟請求を却下すべきだと反論した。被告のサムソンは、特許権侵害を行なっておらず、ファーウェイは標準必須特許ライセンスの交渉で公平、合理的、無差別の義務を果たさなかったのに対して、サムソンはライセンス交渉において明らかな過失がないと反論しました。

本件は以下の 2 つの問題に関するものです。1 つ目は FRAND 問題あるいは標準必須特許ライセンスの合意に至らなかったのは、どちらに過失があるかです。もう 1 つは技術の認定の問題であり、サムソンの行為は、2 つの特許権の侵害にあたるかどうかです。裁判所は、原告のファーウェイの 2 件の特許権はいずれも 4G 標準必須特許であると認

定しました。裁判所は、標準必須特許クロスライセンス交渉から既に6年以上経っており、原告のフェアウェイは、交渉において明らかな過失がなく、FRANDの原則（公平、合理的、無差別）に合致しているのに対して、被告のサムソンは、交渉において過程と実体において明らかな過失があり、FRANDの原則に違反していると判示しました。また裁判所は、被告が原告の許可なしに2件の特許技術を使用することは、原告の特許権を侵害していることになると判示しました。原告のフェアウェイの標準必須特許のクロスライセンス問題の解決を図る為、裁判所が仲裁の場を設けたが、サムソンは、故意に交渉を延期させており、明らかな過失があり、FRANDの原則に違反しています。上記2件の特許権について、裁判所は、サムソンに対して、直ちに係争特許権の侵害を停止するよう判決を下しました。また、権利侵害判決が発効した後、双方は依然としてライセンスについての交渉を実施することができ、双方が合意に至りあるいは原告が権利侵害停止の判決を執行しないことに同意した場合、裁判所はそれを認めることとしました。フェアウェイとサムソンという大手企業間での標準必須特許権侵害をめぐる紛争は、国内外において大きな影響があります。

[情報元] 上海専利商標事務所有限公司 Newsletter-SPTL-201801-JP
[担当] 深見特許事務所 小田 晃寛

6. (韓国) 韓国大法院、特許侵害訴訟の係属中の権利範囲確認審判請求の利益を認定

最近、韓国大法院は、特許侵害訴訟の係属中であっても、同一の特許に対する個別の権利範囲確認審判はその請求の利益が否定されないことを明らかにしました（大法院2018.02.08.宣告 2016Hu328 判決）。

事件の概要

特許権者が提起した特許侵害訴訟に対して、被告は、特許侵害訴訟の弁論終結後かつ審決宣告前に、確認対象発明が特許権者の権利範囲に属さない旨の審決を求める消極的権利範囲確認審判を特許審判院へ請求しました。

特許審判院は、確認対象発明が特許権者の権利範囲に属さない旨の審決を下しました。それに対して、特許権者は、審決取消訴訟を特許法院で提起しました。特許法院は、特許侵害訴訟が係属中の場合、それと別に請求された消極的権利範囲確認審判は確認の利益がないので、不適法なものとして審決を取消しました。

大法院の判断

大法院は、権利範囲確認審判制度の性質と機能、特許法の規定内容と趣旨等に照らしてみると、特許侵害訴訟の係属中であってその訴訟において特許権の効力が及ぶ範囲を確定できるとしても、それを理由として特許侵害訴訟と別に請求された権利範囲確認審判の審判請求の利益が否定されるわけではないと判断しました。具体的に、大法院は、権利範囲確認審判が確認対象発明の特許権の権利範囲への属否を簡易かつ迅速に判断することで、当事者間の紛争を予め防ぐか、それとも速やかに終結させることに寄与することができ、そればかりか特許法第164条は権利範囲確認審判と訴訟の手續が別個の独立した手續として認められることを前提とした規定であるので、権利範囲確認審判制度の独自の機能や趣旨を認めるべきであり、たとえ特許侵害訴訟が係属中であっても別に請求された権利範囲確認の審判請求の利益が否定されるわけではない旨を判断しました。

[情報元] FirstLaw IP News March, 2018
[担当] 深見特許事務所 小寺 寛

7. (台湾) 実用新案の請求項に記載される非構造的特徴が構造的特徴に変更又は影響をもたらさないならば、周知の技術の運用とみなすべき

原告（係争実用新案権者）は、2008年8月15日に実用新案登録を出願し、被告（知的財産局）から実用新案（以下、係争実用新案）登録を許可されました。その後参加人（無効審判請求者）が専利法（日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当）第94条第1項第1号及び第4項の規定に違反しており、実用新案登録要件に適合しないとして、これに対する無効審判を請求しました。原告は訂正を提出し、被告は訂正を許可し、該訂正本（訂正版）に対して審理を行ない、係争実用新案の請求項1乃至3が前記専利法規定に違反していると認め、無効審判請求成立により取消す処分を下しました。原告は、これを不服として行政訴訟を提起しましたが経済部に棄却され、さらに不服として知的財産裁判所に行政訴訟を提起しました。知的財産裁判所は審理した結果、原告の訴えを棄却しました。

上述の問題について、知的財産裁判所は以下のように判決で指摘しています。

一．実用新案の進歩性の審査については、請求項に記載される非構造的特徴（例えば材質、方法）が構造的特徴に変更又は影響をもたらすか否かによって決めるべきである。非構造的特徴が構造的特徴に変化又は影響をもたらさないならば、該非構造的特徴は周知の技術の運用とみなされるべきであり、先行技術にすべての構造的特徴が開示されているならば、進歩性を有しないと認定できる。

二．証拠4はすでに係争実用新案請求項1の全ての技術的特徴を開示しており、係争実用新案の請求項1で限定されている「各接合ユニットの材質はプラスチックである」ことは構造的特徴ではなく、係争実用新案請求項1の構造的特徴に変更又は影響をもたらさず、周知の材質の簡単な運用にすぎない。

三．さらに係争実用新案の請求項2乃至3は請求項1（独立項）に直接的に従属する請求項であり、その技術的特徴も証拠4の簡単な変更と運用であり、かつそれが属する技術分野における通常の知識を有する者（当業者）が全体の技術的特徴を容易になし得て、さらに予期せぬ効果ももたらさない。係争実用新案請求項1乃至3が改正前の2003年専利法第94条第4項の規定に違反しているとして、被告が「請求項1乃至3を無効審判請求成立により取消す処分」を下したことは、法に合わないところはない。以上をまとめると、訴願決定による（原処分）維持に誤りはない。原告の訴えには理由がなく、棄却すべきである。（資料出所：知的財産局（TIPO）/智慧財産権電子版）

[情報元] TIPLLO（台湾国際専利法律事務所: January, 2018）

[担当] 深見特許事務所 杉本 さち子

8. (意匠、商標・欧州) 英国の欧州離脱に向けた欧州連合からの離脱合意草案の発表

欧州連合（EU）は、2018年3月19日付で英国の欧州連合（EU）からの離脱、いわゆるBrexitに関する合意草案を公表しました。知的財産に関する条項は、主に第50条～第57条（包括的）に記載されており、商標及び意匠に関する事項の主要な点は下記のとおりです。

- 英国が正式にEUから離脱する2019年3月29日から2020年12月までを「移行期間」とする。この期間中はEU法は英国でも適用されるので、欧州連合商標（EUTM）及び登録共同体意匠（RCD）に関する権利は英国においても有効である。
- 移行期間の終了時点で有効に登録されているEUTM及びRCDは、その後は同等の権利の内容で英国特有の権利として引続き保護される。英国特有の権利は、「親」登録で

- あるEUTM又はRCD（EUの残りの27の加盟国を引続きカバーする）の出願日、優先日、先順位日が維持され、最初の更新期限は「親」登録と同じになる。
- 移行期間の終了時に係属していたEUTM及びRCDに対する無効・取消審判等において、その後これらが取消決定された場合、無効理由等の原因が英国では認められない等の事情がない場合、対応する英国特有の権利も取消される。
 - 離脱後の英国特有の権利は、移行期間の終了前に英国において「親」登録であるEUTMが使用されなかったことに基づいて取消することはできない。英国政府は、移行期間の後、英国での使用開始が求められる期間を決定する。
 - EUで得られているEUTMの名声は、移行期間の終了時に存在する英国特有の権利の商標にも同等に認められるが、移行期間後は、英国における使用が基準となる。
 - マドリッド/ハーグシステムによる商標又は意匠の国際出願におけるEUの指定は、同様に英国においても引続き有効である（詳細については、英国政府が確認する必要がある）。
 - 移行期間の終了前に発生した非登録意匠権は、英国においても残存する相当の有効期間（3年以内）において引続き有効となる。
 - 移行期間終了時までに出願日を付与された係属中のEUTM又はRCDは、同一の内容の商標・意匠について「親」EUTM又は「親」RCDと同じ出願日・優先日を維持した英国出願をすることができる期間として9ヶ月優先期間が付与される。

草案中の条項の大半は、至極常識的であって、かつ英国の2016年の国民投票以来、権利保有者と実務者によって提唱された論理的アプローチが反映されているといえます。また、提示されている移行期間は、知的財産権の権利者やその他の利害関係者がBrexitに向けて準備し、英国と残りの27の加盟国の両方でIPポートフォリオを安定的で有効なものとして維持することを確認する期間として、合理的かつ妥当であると思われます。

今般の合意離脱草案は、EU側が独自に公表したものであり、これに対して英国側からは正式には何らの反応も示されておらず、未だ確定したものではありません。しかしながら、約1年後の2019年3月に離脱を控えてEUと英国のいずれからもBrexitに関する公式的な見解が何ら示されていなかったところに1つの具体的な方向性が示されたことにはなります。“Brexit Day Cliff Face”といわれていた懸念がやや後退したかと思われれます。

[情報元] D Young & Co IP Cases & Articles - March 29, 2018

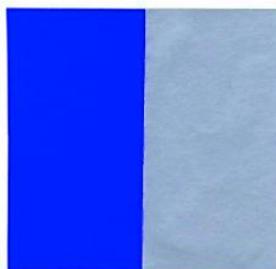
[担当] 深見特許事務所 藤川 順

9. (商標・欧州) Red Bull 社の EUTM 登録無効の判決について

欧州連合司法裁判所の一般裁判所は、最近、十分に明確かつ正確ではないという理由で、Red Bull（以下、RB社といいます。）の色彩の組合せからなる商標について欧州連合商標（EUTM）登録2件を無効にする審決を支持しました。

・RB社の色彩の組合せ商標

RB社は、2002年に、下記のような色彩の組合せ商標を、第32類「エネルギードリンク」を指定して出願しました。獲得された顕著性に基づく出願として進められ、審査において、RB社は「青色（RAL 5002）と銀色（RAL 9006）の色彩を主張する。色の比率は約50%：50%である。」と商標の説明を含めました。



2010年、RB社は同一商標について2つ目のEUTM出願をしました。出願後2ヶ月以内に公表されましたが、審査官は、2色の割合と、それらの色の特定方法を示すように要求しました。RB社は、「2つの色が等しい割合で、互いに並置される。」と応え、「青色（Pantone2747C）と銀色（Pantone877C）」であることが示されて、登録手続が進められました。

・ Optimum Mark による無効審判請求

2件の登録に対し、Optimum Mark（以下、OM社といいます。）が無効審判を請求し、EUIPOは両方の登録が無効であると示しました。RB社は不服を申立てましたが、失敗に終わり、提訴しました。

・ RB社とOM社の裁判

一般裁判所は、欧州連合の商標は、出所表示機能が保証されるように、常に明確、均一かつ永続的に認識されなければならないと指摘しました。

その点において、問題の商標が2色の様々な組合せと認められるかどうかを検討することが重要でした。

両商標の図の説明（50:50の比で、青色と銀色の垂直に並置）は同一でしたが、付随する説明文が異なり、一方は、RALシステムに従い色彩を記述して「約50%：50%」の比率を示し、他方は、Pantone色基準系を使用して色彩が「等比で適用され、互いに並置される」とありました。

一般裁判所は、両商標の図の説明が、形状や輪郭のない2色の並置のみで構成され、それらの色のいくつかの異なる組合せを可能にする、との審判部の判断に同意しました。また、説明文では、予め定められた統一的な方法で体系的に色彩が配置されるべきところ、多数の異なる組合せを除外するような特定配列に関して正確性の要件を具備していないとの判断にも同意しました。

一般裁判所は、獲得された識別性の主張を支持するためにRB社が提出した証拠は、「図の説明で示された2色の垂直並置とは全く異なる」態様で使用されていることを示していることに言及し、EUTM登録に複数の色彩の組合せの可能性（事前に予め定められておらず、統一もされていない）を許すことは、まさにハイデルベルク・ボウヘミー判決が回避しようとしていたことであると確認しました。また、裁判所は、RB社の、これは、本来、色彩の組合せ商標そのものの存在及び登録性を否定することになる、という主張を却下し、出願人は保護したい対象物に正確に対応する商標の図の説明（それに限るもの）のみを提出すべきであることに言及しました。

・ 概略

この事件では、単一の色彩からなるか複数の色彩の組合せからなるかを問わず、色彩商標自体を登録すること、及び、登録された権利を守ることの難しさが強調されました。

[情報元] D YOUNG & CO TRADEMARK NEWSLETTER no.97

[担当] 深見特許事務所 原 智典

[注記]

本外国知財情報レポートに掲載させて頂きました外国知財情報については、ご提供頂きました外国特許事務所様より本レポートに掲載することのご同意を頂いております。

また、ここに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。従って、IP 案件に関しては弁理士にご相談下さい。